

## 移譲対象事務一覧表

No	法律等名	条項	業務内容	備考
1	大気汚染防止法	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	
2		第7条第1項	ばい煙発生施設となった際の届出の受理	
3		第8条第1項	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理	
4		第9条	ばい煙発生施設の計画の変更等の命令	
5		第9条の2	特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令	
6		第10条第2項(第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)	設置等の実施制限期間の短縮	
7		第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)	氏名の変更等の届出の受理	
8		第12条第3項(法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)	地位の承継の届出の受理	
9		第14条第1項	ばい煙発生施設の構造の改善等の命令	
11		第17条第2項	ばい煙発生施設又は特定施設の事故の状況の通報の受理	
12		第17条第3項	ばい煙発生施設又は特定施設の事故の拡大又は再発の防止の措置の命令	
13		第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	
14		第17条の6第1項	揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理	
15		第17条の7第1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理	
16		第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の計画の変更等の命令	
17		第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等の命令	
18		第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理	
19		第18条第3項	一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理	
20		第18条の2第1項	一般粉じん発生施設となった際の届出の受理	
21		第18条の4	一般粉じん発生施設の基準適合等の命令	
22		第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	
23		第18条の6第3項	特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理	
24		第18条の7第1項	特定粉じん発生施設となった際の届出の受理	
25		第18条の8	特定粉じん発生施設の計画の変更等の命令	
26		第18条の11	特定粉じん発生施設の構造の改善等の命令	
27		第18条の15第1項及び第2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	
28		第18条の16	特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令	
29		第18条の19	特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令	
30		第26条第1項	報告の徴収又は立入検査	

31		第27条第2項	行政機関の長からの通知の受理		
32		第27条第3項	行政機関の長に対する措置の要請		
33		第27条第4項	行政機関の長からの通知の受理		
34		第27条第5項	行政機関の長との協議		
35		第28条第2項	関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述		
36	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	第9条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理		
37		第10条第1項	ばい煙発生施設となった際の届出の受理		
38		第11条第1項	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理		
39		第12条	ばい煙発生施設に係る計画の変更又は廃止の命令		
40		第13条第2項	ばい煙発生施設に係る実施制限期間の短縮		
41		第14条(第22条第1項及び第28条の2において準用する場合を	氏名の変更等の届出の受理		
42		第15条第3項	施設の地位の承継に係る届出の受理		
43		第17条第1項	ばい煙発生施設施設の構造の改善等の命令		
44		第18条第1項	粉じん発生施設の設置の届出の受理		
45		第18条第3項	粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理		
46		第19条第1項	粉じん発生施設となった際の届出の受理		
47		第21条	粉じん発生施設の構造の改善等の命令		
48		第92条第1項	立入検査		
49		第93条	報告の徴収		
50		水質汚濁防止法	第5条第1項	特定施設の設置の届出の受理	
51			第5条第2項	有害物質使用特定施設の届出の受理	
52			第5条第3項	有害物質貯蔵指定施設の届出の受理	
53			第6条第1項	特定施設となった際の届出の受理	
54			第6条第2項	指定地域特定施設となった際の届出の受理	
55	第6条第3項		排水水の排水系統別の汚染状態等の届出の受理		
56	第7条		特定施設等の構造等の変更の届出の受理		
57	第8条第1項		特定施設等の計画の変更等の命令(排水基準超過及び特定地下浸透水が有害物質を含む場合)		
58	第8条第2項		特定施設等の計画の変更等の命令(構造基準に適合しない場合)		
59	第8条の2		指定地域内事業場の汚水の処理の方法の改善その他の措置の命令		
60	第9条第2項		特定施設の設置等の実施制限期間の短縮		
61	第10条		氏名の変更等の届出の受理		
62	第11条第3項		施設の地位の承継に係る届出の受理		
63	第13条第1項		特定施設の構造の改善等の命令		
64	第13条第3項		指定地域内事業場の汚水等の処理方法の改善その他の措置の命令		

65		第13条の2第1項	特定施設の構造の改善等の命令(特定地下浸透水が有害物質を含む場合)		
66		第13条の3第1項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造の改善等の命令(構造基準に適合しない)		
67		第14条の2第1項	特定事業場の事故時の措置等の届出の受理		
68		第14条の2第2項	指定事業場の事故時の措置等の届出の受理		
69		第14条の2第3項	貯油事業場等の事故時の措置等の届出の受理		
70		第14条の2第4項	事故時の応急措置の命令		
71		第14条の3第1項	特定事業場の設置者に対する地下水の水質浄化の措置の命令		
72		第14条の3第2項	特定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質浄化の措置の命令		
73		第18条	緊急時の排出水の量の減少その他の措置の命令		
74		第22条第1項	報告の徴収又は立入検査		
75		第22条第2項	報告の徴収		
76		第23条第3項	行政機関の長からの通知の受理		
77		第23条第4項	行政機関の長からの通知の受理		
78		第23条第5項	行政機関の長との協議		
79		第24条第2項	関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述		
80		第24条第3項	河川管理者等からの意見の聴取		
81	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(水質)	第24条	汚水等排出施設の設置の届出の受理(施設、計画)		
82		第25条	汚水等排出施設となった際の届出の受理(施設、計画)		
83		第26条	汚水等排出施設の構造等の変更の届出の受理(施設、計画)		
84		第27条第1項	汚水等排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令(排水基準超過の場合)		
85		第27条第2項	汚水等排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令(構造基準に適合しない場合)		
86		第28条第2項	汚水等排出施設に係る実施制限期間の短縮		
87		第28条の2において準用する条例第14条及び第15条第3項	汚水等排出施設の氏名変更、使用廃止、地位の承継等の届出の受理(施設、計画)		
88		第30条第1項	汚水等排出施設に係る改善命令又は一時停止命令(排水基準超過の場合)		
89		第30条の2	汚水等排出施設に係る改善命令又は一時停止命令(構造基準に適合しない場合)		
90		第32条第1項	事故の状況等に係る届出の受理(施設、計画)		
91		第32条第2項	事故時の措置命令		
92		第90条第2項	環境保全監督者の選任又は解任に係る届出の受理		
93		第92条第1項	立入検査		
94		第93条	報告の徴収		
95		県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(騒音地域指定)  (騒音発生施設)	第33条第1項	地域の指定	
96			第33条第3項	告示	
97			第34条第1項	騒音規制基準の設定	
98	第36条第1項、第37条第1項		騒音発生施設の設置の届出		
99	第38条第1項		騒音発生施設の数等の変更の届出		

100		第40条において準用する条例第14条及び第15条第3項	騒音発生施設の氏名変更、使用廃止、地位の承継等の届出の受理(施設、計画)	
101		第43条第1項及び第2項並びに第90条第2項	特定建設作業の実施の届出の受理、並びに環境保全監督者の届出の受理	
102		第39条、第41条第1項及び第44条第1項	計画変更勧告、改善勧告等	
103		第41条第2項及び第44条第2項	改善命令、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更命令	
104		第92条第1項	立入検査	
105		第93条	報告の徴収	
106	土壌汚染対策法	第3条第1項本文	汚染状況の調査結果の報告の受理	
107		第3条第1項ただし書	健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認	
108		第3条第3項	有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知	
109		第3条第4項	報告等の命令	
110		第3条第5項	土地の利用の方法の変更の届出の受理	
111		第3条第6項	健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認の取消し	
112		第4条第1項	土地の形質の変更の届出の受理	
113		第4条第2項	汚染状況の調査等の命令	
114		第5条第1項	汚染状況の調査等の命令	
115		第5条第2項	調査の実施及び公告	
116		第6条第1項	汚染の除去等の措置が必要な区域の指定	
117		第6条第2項(同条第5項及び第11条第3項において準用する場合を含む。)	公示	
118		第6条第4項	要措置区域の指定の解除	
119		第7条第1項	汚染の除去等の措置の指示	
120		第7条第4項	指示措置等の命令	
121		第7条第5項	指示措置及び公告	
122		第11条第1項	土地の形質の変更の届出をしなければならない区域の指定	
123		第11条第2項	形質変更時要届出区域の指定の解除	
124		第12条第1項から第3項まで	土地の形質の変更の届出の受理	
125		第12条第4項	土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令	
126	第14条第3項	汚染の除去等の措置が必要な区域又は土地の形質の変更の届出をしなければならない区域の指定		
127	第14条第4項	報告の徴収又は立入検査		
128	第15条第1項	台帳の調製及び保管		
129	第15条第3項	台帳の閲覧		
130	第16条第1項	基準に適合する旨の認定		
131	第16条第1項から第3項まで	汚染土壌の搬出の届出の受理		
132	第16条第4項	汚染土壌の運搬の方法の変更等の措置の命令		

133		第19条	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置等の命令		
134		第20条第6項	汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理		
135		第54条第1項及び第3項	報告の徴収又は立入検査(前各号の事務に係るものに限る。)		
136		第55条	公共の用に供する施設の管理を行う者との協議		
137		第56条第2項	関係行政機関の長等への協力の要請又は意見の陳述		
138	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(土壌)	第69条第3項	健康有害物質取扱施設に係る工場等廃止時の土壌汚染の測定結果の届出の受理(施設、計画)		
139		第70条第1項	健康有害物質取扱施設に係る汚染状態の測定結果の届出の受理(施設、計画)		
140		第73条第1項	措置勧告		
141		第73条第2項	措置勧告に従わない場合の公表		
142		第73条第3項	意見陳述機会の付与		
143		第74条第1項	措置命令		
144		第92条第1項	立入検査		
145		第93条	報告の徴収		
146		ダイオキシン類対策特別措置法	第12条第1項	特定施設の設置の届出の受理	
147			第13条第1項	特定施設となった際の届出の受理	
148	第13条第2項		基準適用施設の届出の受理		
149	第14条第1項		特定施設の構造等の変更の届出の受理		
150	第15条		特定施設の計画の変更等の命令		
152	第17条第2項		特定施設の設置等の実施制限期間の短縮		
153	第18条		氏名の変更等の届出の受理		
154	第19条第3項		特定施設の届出者の地位の承継の届出の受理		
155	第22条第1項		特定施設の構造の改善等の命令		
157	第23条第2項		特定施設の事故の状況の通報の受理		
158	第23条第3項		事故の拡大又は再発の防止の措置の命令		
161	第28条第3項		大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の測定結果の報告の受理		
162	第28条第4項		測定結果の公表		
163	第34条第1項		報告の徴収又は立入検査		
164	第35条第2項	行政機関の長からの通知の受理			
165	第35条第3項	行政機関の長に対する措置の要請			
166	第35条第4項	行政機関の長からの通知の受理			
167	第35条第5項	行政機関の長との協議			
168	第36条第2項	関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述			

169	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与	
170		第6条第3項	通知の受理	
171		第7条第2項	通知の受理	
172		第7条第3項	通知の受理	
173		第7条第5項	主務大臣への説明の請求	
174		第8条第2項	通知の受理	
175		第8条第4項	通知の受理	
176		第8条第5項	集計及び公表	
177		第13条	資料提供の要求又は意見の陳述	
178		法施行規則	第12条第1項	電子情報処理組織の使用に係る届出の受理
179	第12条第2項		識別番号等の通知	
180	第12条第3項		届出事項の変更の届出の受理	
181	第12条第4項		電子情報処理組織の使用の停止	
182	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項(法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)	公害防止統括者等(公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者)の選任等に係る届出の受理	
183		第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に係る届出の受理	
184		第10条	公害防止統括者等の解任の命令	
185		第11条第1項	特定事業者からの報告の徴収又は立ち入り検査	